

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	通所介護(第7章 第1~4節)		条文	療養通所介護(第7章 第5節)		条文	通所リハビリテーション(第8章)				
申請者		介護保険法 施行規則 126の4の2	法人		介護保険法 施行規則 126の4の2	法人		介護保険 法 71.72	病院, 診療所, 老健 ※条例委任されていない				
基本方針		92	要介護状態となった場合においても, その利用者が可能な限りその居宅において, その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう, 必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより, 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。		105の2	①要介護状態となった場合においても, その利用者が可能な限りその居宅において, その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう, 必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより, 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 ②利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。		110	要介護状態となった場合においても, その利用者が可能な限りその居宅において, その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう, 理学療法, 作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより, 利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。				
人員基準	従事者の員数	医師	—			—		111	常勤でサービス提供に必要な1以上				
		生活相談員	提供時間帯を通じて専従で1以上			—							
		看護職員	専従で1以上										
		介護職員	93	提供時間帯を通じて専従で, 15人まで: 1以上 15人を超える: 5人増ごとに1を加えた数以上 常時1以上 利用者の処遇に支障がない場合は, 他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる。		105の4	利用者1.5 : 専従1以上 うち1人は専従常勤看護師	111	提供時間帯を通じて専従で, 10人以下: 1以上 10人を超える: 利用者の数 ÷ 10以上		(診療所) 専従の理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士通所リハに1年以上従事経験がある看護師が常勤換算方法で0.1以上		
		理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士		—					専従で利用者が100人に対し1以上				
		機能訓練指導員		1以上 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 他の職務にも従事できる。					—			—	
		その他		利用定員が10人以下である場合は, 提供時間帯に看護職員又は介護職員を専従で1以上(看護職員又は介護職員常時1以上)					—			—	
	管理者	94	常勤専従で1 (ただし, 管理上支障がない場合は, 事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所, 施設等の職務に従事することができる。)		105の5	常勤専従で1 適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する看護師 管理上支障がない場合は, 事業所の他の職務, 又は同一敷地内にある他の事業所, 施設等の職務に従事することができる。		—					

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	通所介護(第7章 第1~4節)		条文	療養通所介護(第7章 第5節)		条文	通所リハビリテーション(第8章)	
設備基準			-		105の6	9人以下		-	-	
		必要な広さの専用区画	-		105の7	専用の部屋の面積 6.4㎡×利用定員以上		112	専用の部屋の面積 3㎡×利用定員以上(介護老人保健施設の場合は利用者用に確保されている食堂の面積を加える)	
		必要な備品	備えなければならない。			-			サービスの提供に必要な専用の機械と器具	
		食堂	3㎡×利用定員以上 ※食事の提供、機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一場所でも可			-			-	
		機能訓練室	95			-			-	
		静養室	有すること			-			-	
		相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること			-			-	
		事務室	有すること			-			-	
		消火設備、非常災害設備	備えなければならない。			-			備えなければならない。	
			指定通所介護の事業の専用でなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。				指定療養通所介護の事業の専用でなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。			

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	通所介護(第7章 第1~4節)	条文	療養通所介護(第7章 第5節)	条文	通所リハビリテーション(第8章)	
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	105 (8準用)	105の8	①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制、利用者ごとの定めた緊急時等対応策、主治の医師、緊急事対応医療機関との連絡体制等、利用者のサービス選択に関する重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②利用者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい	119 (8準用)	①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等利用者のサービス選択に関する重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②利用者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい	
	提供拒否の禁止	105 (9準用)	105の19 (9準用)	同左	119 (9準用)	同左	
	サービス提供困難時の対応	105 (10準用)	105の19 (10準用)	105の19 (10準用)	同左	119 (10準用)	
	利用者の受給資格等の確認	105 (11準用)	105の19 (11準用)	105の19 (11準用)	同左	119 (11準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	105 (12準用)	105の19 (12準用)	105の19 (12準用)	同左	119 (12準用)	
	心身の状況の把握	105 (13準用)	105の9	105の9	①サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。 ②体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。	119 (13準用)	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。
	居宅介護支援事業者等との連携	105 (14準用)	105の10	105の10	①居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ②利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。 ③居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。 ④サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	119 (64準用)	①居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ②サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	通所介護(第7章 第1~4節)	条文	療養通所介護(第7章 第5節)	条文	通所リハビリテーション(第8章)	
運営基準	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	105 (15準用)	法定代理受領サービス(※注:利用料の9割は介護保険から事業者が代理で受領し, 利用者は1割分を支払うことで介護を受けられるという意味)の要件を満たしていない場合, 法定代理受領サービスとしてサービス提供を受けることができる旨を, 利用申込者又はその家族に対し手続等を説明し, 必要な援助を行う。	105の19 (15準用)	同左	119 (15準用)	同左
	居宅サービス計画に沿った提供	105 (16準用)	居宅サービス計画が作成されている場合は, その計画に沿ったサービス提供をしなければならない。	105の19 (16準用)	同左	119 (16準用)	同左
	居宅サービス計画等の変更の援助	105 (17準用)	利用者がサービス計画の変更を希望する場合は, 居宅介護支援事業者への連絡等の必要な援助を行う。	105の19 (17準用)	同左	119 (17準用)	同左
	サービス提供の記録	105 (19準用)	①サービスの提供及び内容, 利用者によって支払いを受けるサービス費(法定代理受領)等を利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ②利用者から申し出があった場合は, 文書の交付その他適切な方法により, その情報を利用者に対して提供しなければならない。	105の19 (19準用)	同左	119 (19準用)	同左
	利用料等の受領	96	①法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には, その利用者から利用料の一部として, 当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と, 指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に, 不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③その他, 次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において, 通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 三 食事の提供に要する費用 四 おむつ代 五 指定通所介護の提供において提供される便宜のうち, 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって, その利用者負担に相当と認められる費用 ④食事の提供に要する費用は別に厚生労働大臣が定める。 ⑤あらかじめ, 利用者又はその家族に対し, 当該サービス内容及び費用について説明を行い, 利用者の同意を得なければならない。	105の19 (96準用(③二を除く))	同左(③二以外)	119 (96準用)	①法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には, その利用者から利用料の一部として, 当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と, 指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に, 不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③その他, 次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において, 通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 三 食事の提供に要する費用 四 おむつ代 五 指定通所介護の提供において提供される便宜のうち, 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって, その利用者負担に相当と認められる費用 ④食事の提供に要する費用は別に厚生労働大臣が定める。 ⑤あらかじめ, 利用者又はその家族に対し, 当該サービス内容及び費用について説明を行い, 利用者の同意を得なければならない。

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	通所介護(第7章 第1~4節)	条文	療養通所介護(第7章 第5節)	条文	通所リハビリテーション(第8章)	
運営基準	保険給付の請求のための証明書の交付	105 (21準用)	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	105の19 (21準用)	同左	119 (21準用)	同左
	基本取扱方針	97	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ②自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	105の19 (97準用)	同左	113	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ②自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
	具体的取扱方針	98	一 通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 四 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。	105の11	一 療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 四 利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図る。 五 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。	114	一 医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
	計画の作成	99	①利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。 ②既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ③内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ④通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 ⑤通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。	105の12	①利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。 ②既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ③既に訪問看護計画書が作成されている場合は、訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。 ④内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ⑤療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 ⑥療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。	115	①医師等の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。 ②既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 ③内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ④通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。 ⑤通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。
	利用者に関する市町村への通知	105 (26準用)	利用者が次の一、二に該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なく指示に従わず、要介護度状態の程度を悪化させたとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。	105の19 (26準用)	同左	119 (26準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	通所介護(第7章 第1~4節)	条文	療養通所介護(第7章 第5節)	条文	通所リハビリテーション(第8章)
運営基準	緊急時等の対応	105 (27準用) サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	105の13	①サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、対応策について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ決めておかなければならない。 ②緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。 ③サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師、緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 ④利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行う。 ⑤①、②は④に規定する緊急時の対応策の変更について準用する。	119 (27準用)	サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
	管理者等の責務	105 (52準用) ①管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②従事者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	105の14	①管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。 ③管理者は、サービスの提供に適切な環境を整備しなければならない。 ④管理者は、利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 ⑤管理者は、事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	116	①管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。 ②管理者又は管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。
	運営規程	100 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 その他運営に関する重要事項を定めておかなければならない。	105の15	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定療養通所介護の利用定員 五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 非常災害対策 九 その他運営に関する重要事項を定めておかなければならない。	117	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定通所リハビリテーションの利用定員 五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 非常災害対策 九 その他運営に関する重要事項を定めておかなければならない。
	緊急時対応医療機関	-	-	105の16	①利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。 ②緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。 ③緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。	-

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	通所介護(第7章 第1~4節)	条文	療養通所介護(第7章 第5節)	条文	通所リハビリテーション(第8章)
運営基準	安全・サービス提供管理委員会の設置	-	105の17	①地域の医療関係団体に属する者, 地域の保健, 医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会を設置しなければならない。 ②概ね6月に1回以上委員会を開催することとし, 事故事例等, 安全管理に必要なデータの収集を行うとともに, 当該データ等を踏まえ, 安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い, 検討の結果についての記録を作成しなければならない。 ③検討の結果を踏まえ, 必要に応じて対策を講じなければならない。	-	-
	勤務体制の確保等	101	105の19 (101準用)	同左	119 (101準用)	同左
	定員の遵守	102	105の19 (102準用)	同左	119 (102準用)	同左
	非常災害対策	103	105の19 (103準用)	同左	119 (103準用)	同左
	衛生管理	104	105の19 (104準用)	同左	118	①利用者の使用する施設, 食器その他の設備又は飲用に供する水について, 衛生的な管理に努め, 又は衛生上必要な措置を講ずるとともに, 医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ②事業所において感染症が発生し, 又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	掲示	105 (32準用)	105の19 (32準用)	同左	119 (32準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	通所介護(第7章 第1~4節)	条文	療養通所介護(第7章 第5節)	条文	通所リハビリテーション(第8章)	
運営基準	秘密保持等	105 (33準用)	①従業者は正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	105の19 (33準用)	同左	119 (33準用)	同左
	広告	105 (34準用)	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	105の19 (34準用)	同左	-	-
	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	105 (35準用)	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを手利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	105の19 (35準用)	同左	119 (35準用)	同左
	苦情処理	105 (36準用)	①利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	105の19 (36準用)	同左	119 (36準用)	同左
	地域との連携	105 (36の2準用)	提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	105の19 (36の2準用)	同左	119 (36の2準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第7章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	通所介護(第7章 第1~4節)	条文	療養通所介護(第7章 第5節)	条文	通所リハビリテーション(第8章)
運営基準	事故発生時の対応	105 (37準用) ①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ③サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	105の19 (37準用)	同左	119 (37準用)	同左
	会計の区分	10 (38準用) 事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。	105の19 (38準用)	同左	119 (38準用)	同左
	記録の整備	104の2 ①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 通所介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 市町村への通知に係る記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	105の18	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 療養通所介護計画 二 安全・サービス提供委員会の検討の結果についての記録 三 提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 市町村への通知に係る記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	118の2	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 通所リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 市町村への通知に係る記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録